

基礎から学びたい方、初めて勉強する方  も歓迎です。

『働き方改革』のその前に 労働時間・有休・賃金の基礎を学ぼう

開催日
場所2025年 9月11日 木 大船渡商工会議所 1階
13:30～15:30

皆さんの職場で働き方改革は進んでいますか？進めて行くと「そもそも労働時間とはどこからどこまで？」「休憩や休日のルールってどうなっているの？」「年次有給休暇の日数は？給与は？」「残業代の給与計算がこれで本当に合っている？不安だなあ」など疑問がわいてきます。「そもそものルールを知りたい」にお応えします。

対 象

初めて総務・労務担当になった方、訊ける相手がいなくて困っている方、
労務管理をちゃんとしたいとお考えの方、基礎について改めて確認したい方

プログラム内容（内容が一部変更になる場合があります）

1. 「時間外労働の上限規制」…その前に

- (1) そもそも労働時間とは？
所定労働と法定労働／所定休日と法定休日／休日の振替
／「タイムカードの打刻時間＝労働時間なのか？」
- (2) 時間外労働・休日労働の上限規制について

2. 「年5日の年次有給休暇の取得義務」…その前に

- (1) 有休の目的はリフレッシュ／誰に、いつ、何日発生する？
／有休には有効期限がある／年休管理簿の整備
- (2) 年5日の年次有給休暇取得の取得義務について

3. 同一労働同一賃金～不合理な待遇差の禁止…その前に

- (1) 自社の賃金はどうやって決まる？／残業代の割増率
／割増計算の注意点とよくある勘違い事例／他
- (2) 同一労働同一賃金～不合理な待遇差の禁止について

4. 労働条件通知書の書き方と関連する基礎

労働契約とは？／有期雇用の更新回数に限度はあるの？
／労働条件の明示の仕方／就業規則の作成・届出が必要な事業場
／整備する書類と保存期間

5. 2025年10月～社会保険の被扶養者19歳～23歳未満の変更…その前に

- (1) 被扶養者になれる人、なれない人／年収130万円の壁とは？
- (2) 2025年10月～社会保険の被扶養者19歳～23歳未満の変更について

受講料
・定員

無料・30名

講 師



大船渡社会保険労務士事務所
社会保険労務士

崎 山 美智穂 氏

問 合 せ

大船渡商工会議所

電話 0192-26-2141

お申込み

二次元バーコード
または FAX にて……… 下記申込書にご記入の上、切り取らずにそのまま **FAX 27-1010** または **二次元バーコード** からお申込み下さい………

<『働き方改革』のその前に労働時間・有休・賃金の基礎を学ぼう> セミナー参加申込書

事業所名		電 話		業 種	
所在地（該当に○）	大船渡市・陸前高田市・住田町・他	F A X		従業員数	
参加者氏名①		参加者氏名②			
ご質問等					

お申込みいただいたお客様情報は、当セミナーの開催業務管理及び今後のセミナーの開催案内のみに利用させていただきます。